

## 議 事 日 程

第 11 回定例会  
R 4.11.18 午後 4 時  
狛江市役所 4 階特別会議室

### 1 審議事項

- (1) 議案第 39 号  
狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 40 号  
狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 41 号  
狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 42 号  
狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱
- (5) 議案第 43 号  
狛江市立公民館電子複写機の利用に関する要綱の一部を改正する要綱

### 2 報告事項

#### － 議会報告 －

- (1) 令和 4 年狛江市議会第 3 回定例会の結果について

#### － 行政報告 －

な し

#### － 事務報告 －

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 令和 5 年度新入学に関わる指定校変更について
- (3) 令和 3 年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について
- (4) 令和 4 年度「狛江市学習状況調査」の結果及び「全国学力・学習状況調査」の結果について
- (5) 令和 4 年度狛江市教育研究奨励校と狛江の教育 21 研究協力校の研究発表について
- (6) 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領等の一部を改正する要領

議案第 39 号

狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 1 項に基づき教育長が臨時代理したことの承認を求める。

## 狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則

令和4年11月2日  
教育委員会規則第16号

狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則（令和3年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤務日及び勤務時間) 第5条 特別非常勤講師の勤務時間は、 <u>予算の範囲内とする。</u> 2 (略)	(勤務日及び勤務時間) 第5条 特別非常勤講師の勤務時間は、 <u>1校当たり年間50時間程度とする。</u> 2 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第 33 号）の一部改正に伴い、使用料等について所用の改正を行う。

## 狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第3章 施設の使用（第10条—<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 公民館運営審議会（<u>第22条—第24条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第25条</u>）</p> <p>（使用時間）</p> <p><b>第3条</b> 公民館の各施設の使用時間は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>（使用料）</p> <p><b>第11条</b> <u>条例第7条第1項で規定する規則で定める陶芸窯の使用料は別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第7条第2項で規定する規則で定める付属設備の使用料は別表第3，備品の使用料は別表第4のとおりとする。</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、<u>第10条第5項に規定する申請を受けたとき，又は同条第6項に規定する申請の可否を決定し，使用日の前の開館日午後5時まで</u>に使用料の納付を受けたときは，公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p><b>第13条</b> （略）</p> <p>（使用期間）</p> <p><b>第14条</b> （略）</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p><b>第15条</b> （略）</p>	<p>目次</p> <p>第3章 施設の使用（第10条—<u>第20条</u>）</p> <p>第4章 公民館運営審議会（<u>第21条—第23条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第24条</u>）</p> <p>（使用時間）</p> <p><b>第3条</b> 公民館の各施設の使用時間は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>（使用料）</p> <p><b>第11条</b> <u>条例第7条第1項で規定する規則で定める陶芸窯の使用料は別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第7条第2項で規定する規則で定める付属設備の使用料は別表第3，備品の使用料は別表第4のとおりとする。</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p><b>第11条</b> 委員会は、<u>前条第5項に規定する申請を受けたとき，又は同条第6項に規定する申請の可否を決定し，使用日の前の開館日午後5時まで</u>に使用料の納付を受けたときは，公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付するものとする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p> <p>（使用期間）</p> <p><b>第13条</b> （略）</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p><b>第14条</b> （略）</p>

改正後	改正前
(使用の取消し等)	(使用の取消し等)
<u>第16条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(使用料の減額又は免除)	(使用料の減額又は免除)
<u>第17条</u> (略)	<u>第16条</u> (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(使用料の還付)	(使用料の還付)
<u>第18条</u> (略)	<u>第17条</u> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(原状回復の義務)	(原状回復の義務)
<u>第19条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
(損害賠償の義務)	(損害賠償の義務)
<u>第20条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第21条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)
(公民館運営審議会)	(公民館運営審議会)
<u>第22条</u> (略)	<u>第21条</u> (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
(審議会の会議)	(審議会の会議)
<u>第23条</u> (略)	<u>第22条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)
<u>第24条</u> (略)	<u>第23条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第25条</u> (略)	<u>第24条</u> (略)
<u>別表第1</u> (第3条関係)	<u>別表</u> (第3条関係)
(略)	(略)
<u>別表第2</u> (第11条関係)	

改正後

改正前

狛江市立公民館陶芸窯使用料

(単位：円)

名称	単位	使用料
狛江市立中央公民館陶芸窯	素焼	600
	本焼	800
狛江市立西河原公民館陶芸窯	素焼	1,200
	本焼	3,600

使用料は、使用工程ごとに1回とする。

別表第3 (第11条関係)狛江市立西河原公民館付属設備使用料 (目的外)

(単位：円)

付属設備の名称	単位	使用料
反響板	1式	4,000
スクリーン	1式	1,000
フットライト (60W)	1列	700
アッパーホリゾントライト (200W)	1列	800
ローホリゾントライト (150W)	1列	800
ボーダーライト (150W)	1列	700
サスペンションライト (500W)	1灯	300

改正後			改正前		
フロントサイドスポットライト (1 KW)	1 灯	300			
シーリングスポットライト (1 KW)	1 灯	300			
ピンスポットライト (1 KW)	1 灯	500			
スポットライト (500 W)	1 灯	200			
エフェクトマシーン (1 KW)	1 式	1,300			
舞台用スピーカー	1 式	2,000			
モニターカメラ	1 式	2,000			
ホール用プロジェクター	1 式	1,000			
七宝焼窯	1 台	1,000			
陶芸窯	素 焼	5,000			
陶芸窯	本 焼	15,000			
<p>付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。</p> <p>狛江市立中央公民館付属設備使用料 (目的外)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>					
付属設備の名称	単位	使用料			
スクリーン	1 式	1,000			



改正後			改正前		
七宝焼窯	1台	1,000			
陶芸窯	素焼	2,500			
陶芸窯	本焼	3,400			
<p>付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。</p>					
<p><u>別表第4（第11条関係）</u></p>					
<p>狛江市立西河原公民館備品使用料（目的外）</p>					
<p style="text-align: center;">（単位：円）</p>					
備品の名称	単位	使用料	適要		
屏風	1双	1,000			
演壇	1台	500	花置台付		
指揮台	1台	200			
譜面台	1台	100			
平台	1台	200			
箱馬	1台	50			
花瓶	1器	200			
ダイナミックマイク	1本	500			
ワイヤレスマイク	1本	1,000			
コンデンサーマイク	1本	800			
ホール用音響機器	1式	2,000	マイク含む		
移動アンプ	1式	500			
グラントピア	1台	3,000			

改正後				改正前			
ノ							
アップライトピアノ	1台	1,000					
液晶テレビ	1台	600	50インチ 映像再生機器 含む				
液晶テレビ	1台	500	42インチ 映像再生機器 含む				
ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	500					
プロジェクター	1式	500					
CDラジオカセット	1台	200					
延長コード	1本	100					
持込器具	1台	200					
備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。							
<u>泊江市立中央公民館備品使用料（目的外）</u>							
<u>（単位：円）</u>							
備品の名称	単位	使用料	摘要				
譜面台	1台	100					
平台	1台	200					
ダイナミックマイク	1本	500					

改正後				改正前
ワイヤレスマイク	1本	1,000		
ホール用音響機器	1式	2,000	マイク含む	
カラオケ機	1台	2,000		
移動アンプ	1式	500		
アップライトピアノ	1台	1,000		
液晶テレビ	1式	600	50インチ映像再生機器含む	
ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	500		
プロジェクター	1式	500		
CDラジオカセット	1台	200		
延長コード	1本	100		
持込器具	1台	200		
備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。				

第6号様式から第10号様式までを別紙のように改める

付 則

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。



狛江市教育委員会

## 公民館施設使用取消等通知書

狛江市立公民館条例施行規則第16条第2項の規定により、下記の団体について、  
狛江市公民館における施設の使用を取り消します。

記

登録番号										暗証番号				
登録団体名														
代 表 者														
住所・電話	〒													
	TEL ( )													
理 由	(1) 使用目的に反する行為をしたため。 (2) 使用許可の条件に違反したため。 (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったため。 (4) その他													
備 考														

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市教育委員会を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 公民館施設使用料減免申請書

年 月 日

狛江市長 宛て

申請者 団体名

住所

氏名（代表者）

電話

狛江市立公民館条例施行規則第17条第2項の規定により、下記の施設使用料の減免を申請します。

記

団体名		使用責任者	住所				
			氏名		電話番号		
予約番号		使用施設名		中央公民館 ・ 西河原公民館			
使用日時等	使用年月日（曜日）	使用時間		使用室名	減免措置		
	年 月 日 ( )	午前・午後・夜間			減額・免除	定額使用料	円
	年 月 日 ( )	午前・午後・夜間				減額使用料	円
	年 月 日 ( )	午前・午後・夜間				使用料	円
	年 月 日 ( )	午前・午後・夜間					
	年 月 日 ( )	午前・午後・夜間					
年 月 日 ( )	午前・午後・夜間						
内 容 (使用目的)							
減免理由							

様

狛江市長

公民館施設使用料減免承認・不承認通知書

月 日付で申請のあった狛江市公民館施設使用料の減免について、狛江市立公民館条例施行規則第17条第6項の規定により、下記の施設使用料の減免を承認（不承認）しましたので、通知します。

記

団体名	使用責任者	住所			
		氏名	電話番号		
予約番号	使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館			
使用日時等	使用年月日（曜日）	使用時間	使用室名	減免措置	
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間		減額・免除	定額使用料 円
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間			減額使用料 円
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間			
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間		使用料 円	
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間			
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間			
内 容 （使用目的）					
減免を承認（不承認）した理由					

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



## 公民館施設使用料還付申請書兼領収書

年 月 日

領収者 利用者（団体）名  
住所  
氏名  
電話

以下のとおり還付金を領収いたしました。

利用者（団体）名		利用者登録番号	
代表者（利用責任者名）		予約番号	
利用者種別			
利用内容			
還付請求の理由			

（内訳）

利用日時	利用施設及び付帯設備名	利用目的	金額(円)	還付率(%)

内 訳	施設使用料		加算（延長・増徴）額		料金合計	
	付帯設備使用料		減額・免除額			
<b>既に納めた 使用料合計</b>			<b>還付金額</b>			

議案第 41 号

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立公民館条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 8 号）の一部改正に伴い、所用の改正を行う。

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則（平成28年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用許可） <b>第6条</b> 委員会は、前条の規定による申請を許可したときは、施行規則第12条に規定する公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付する。</p>	<p>（使用許可） <b>第6条</b> 委員会は、前条の規定による申請を許可したときは、施行規則第11条に規定する公民館施設使用許可書（第6号様式）を交付する。</p>

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

議案第 42 号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立公民館条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 8 号）の一部改正に伴い、所用の改正を行う。

## 狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱（案）

令和4年 月 日  
教育委員会要綱第 号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱（平成25年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的） <b>第1条</b> この要綱は、狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、西河原公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） <b>第1条</b> この要綱は、狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）<u>第24条</u>の規定に基づき、西河原公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

## 付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

議案第 43 号

狛江市立公民館電子複写機の利用に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立中央公民館内に設置している利用者用電子複写機の入替えに伴い、  
所用の改正を行う。

## 狛江市立公民館電子複写機の利用に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

令和 年 月 日  
教育委員会要綱第 号

狛江市立公民館電子複写機の利用に関する要綱（平成27年教育委員会要綱第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（料金）</p> <p><b>第5条</b> 複写機の利用に係る料金は、<u>白黒1枚につき10円，カラー1枚につき50円</u>とする。</p>	<p>（料金）</p> <p><b>第5条</b> 複写機の利用に係る料金は、<u>1枚の複写につき10円</u>とする。</p>
<p>（料金の徴収）</p> <p><b>第6条</b> 料金の徴収は、利用者が複写機に<u>備付け</u>のコインキットに料金を投入することにより行う。</p>	<p>（料金の徴収）</p> <p><b>第6条</b> 料金の徴収は、利用者が複写機に<u>備付</u>のコインキットに料金を投入することにより行う。</p>

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

■令和4年狛江市議会第3回定例会の結果について

(会期：令和4年8月29日～10月4日)

○議案（教育委員会関連）

議案			結果
議案第 26 号	令和4年度狛江市一般会計補正予算（第2号）		可決
議案第 34 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		可決
議案第 36 号	狛江市立公民館条例の一部を改正する条例		可決
議案第 41 号	令和4年度狛江市一般会計補正予算（第3号）		可決
認定第 1 号	令和3年度狛江市一般会計決算の認定について		認定

○一般質問の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
宮坂 議員	○給食の無償化に向けての施策を実施していただきたい。	子育て施策全体の中で、慎重に検討・判断していく。 (市長)

教育支援課		
松崎 議員	○不登校支援の考え方として、サポート体制の充実についてどう考えるか。特別教室の設置は検討しているか。	不登校特例校を設置するのではなく、ゆうゆう教室とゆうあいフレンド派遣事業を充実することで対応したい。 (教育部長)

指導室		
鈴木 議員	○熱意ある先生方が元気に意欲をもって授業に臨めるように30人学級等、少人数学級を一層推進するよう政府に求めるべき。	まずは、35人学級の対応を適切に行っていきたい。 (教育長)
佐々木議員	○部活動の地域移行に向けて、どのように進めていこうと考えているのか。	持続可能な環境を構築できるよう検討を進めたい。 (教育部長)



山田 幸子 議員	○デイジー教科書の全校導入を図っていただきたい。	その有用性やセキュリティに関すること、使用料の有無等を丁寧に検証した上で、導入を検討したい。(教育部長)
	○出前講座を活用した金融教育の取組みは有効である。市の見解は。	教育課程編成において金融庁の出前授業を紹介する等、効果的にお金に関する指導ができるよう助言したい。(教育部長)
小野寺 議員	○タブレット等のブルーライトや紫外線カットフィルターを導入していただきたい。	タブレット端末の利活用状況を踏まえて、その必要性を調査研究する。(教育部長)
加藤 議員	○将来的なメタバースを活用した不登校の子どもたちへの支援についての市の考えを伺う。	戸田市教育委員会の試みについては、その効果も含めて注視していきたい。(教育部長)

社会教育課		
山田 みちこ 議員	○ダブルダッチのクラブチームへ何らかのサポートは考えていただけるのか。	具体的相談があれば子どもたちが今後も続けられるよう団体代表者との調整等サポートを検討したい。(教育部長)
太田 議員	○ラジオ体操を推進するよう提案する。	自宅で継続的に運動ができるようサポートし、ラジオ体操を含めた運動の習慣化につなげたい。(教育部長)

○決算特別委員会の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
吉野 議員	○通学路等の防犯カメラについて今後の方針について伺う。	新規の設置は予定していないが、既存の防犯カメラのメンテナンスを中心に行っていく予定。(学校教育課長)
	○地域学校連携支援マネージャーについて今後の役割について伺う。	次年度以降も各ゾーンの学校運営協議会の運営が軌道に乗るよう、各学校への支援や情報提供、地域への情報発信を担う予定。(学校教育課長)
加藤 議員	○給食費公会計について今後の課題について伺う。	徴収率の向上が今後の課題で、督促・催告に応じていただけない長期・高額対象者に対して回収策を強化していきたい。(学校教育課長)

指導室		
松崎 議員	○ティーチングアシスタント 不用額 398 千円の理由をどう考えるか。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大学の派遣懸念もあり、希望学生が想定より少なかったことが要因と考えている。人材確保策として、派遣を要請する大学を増やす等工夫する。 (教育部理事)
鈴木 議員	○学校の働き方改革プランについて 専門スタッフの今後の増員計画等について伺う。	学級の実態に合わせて配置することで教員の負担軽減を図り、本来の職務である教科指導や学級経営に集中できる環境の整備を進めるよう検討したい。 (教育部理事)

社会教育課		
三角 議員	○障がい者スポーツについて 障がい者スポーツの推進と今後の動向について伺う。	イベント等の機会を活用し、パラスポーツの周知を行い、競技者を増やしていくとともに、障がい者団体や指定管理者等と協議をしながら、障がい者スポーツを学校や体育施設で行うことができる場の更なる創出に努める。 (社会教育課長)
	○体育施設の維持管理について 体育施設には、まちづくりや地域活性化の核となる施設、多世代交流拠点としての役目がある。体育施設の整備・運営に関する取組みについて伺う。	体育施設では、市民スポーツデーや市民スポーツ大会等、様々な方が集まるイベントや大会を実施している。将来的には、こうした取組みをまちづくりや地域活性化につなげていきたいと考えている。 (社会教育課長)
吉野 議員	○地域学校協働活動推進事業について 今後の課題について伺う。	今後は授業支援、見守り活動、放課後対策、部活動支援等、各学校における課題解決の支援も取り組む必要があると考えている。 (社会教育課長)

図書館		
平井 議員	○新設図書館について 調べ物をするスペースをどのように考えているか伺う。	基本設計、実施設計において、できる限り閲覧席や調査スペースを設ける等、利用者のニーズに応える環境を整えたい。 (図書館長)
	○新図書館利用について 駐車料金の負担、シャトルバス等、何か	市役所駐車場利用の負担については、現状の運用同様に考えたい。シャトルバス

	検討していることについて伺う。	の運用は考えていない。  (図書館長)
--	-----------------	---------------------------

公民館		
平井 議員	○ポストコロナの教育施設としての考えについて ポストコロナの教育施設として重要な要件について、公民館の考えを伺う。	市民センターの改修に向けて、新しい生活様式も踏まえ、明るさと広がりのある空間を創出するとともに、換気性能も考慮した設備等を検討する。  (公民館長)
	○ティーンズルームの新設について ティーンズルームを新設することについて、何を目的に、どのような管理運営を行うのか、どのような部署と検討されたのか伺う。	子どもたちに居場所を提供するとともに、多世代交流が促進されることを期待する。運営面については、子供たちの安心・安全を第一に考え、今後検討する。  (公民館長)

※ 詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

## 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和4年11月1日付発令

新	氏名	旧	備考
教育部公民館 (兼)福祉保健部高齢障がい課	日野 大	教育部公民館	

## 令和5年度 市立学校における指定校変更について

令和4年11月2日  
教育長 決 裁

## 1 基本的な考え方

指定校変更は、当該校の在籍する児童又は生徒の人数及び学級数を考慮し、適正な運営が確保されるよう、狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（平成28年教育委員会規則第7号）別表で規定する要件により許可をする。

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）

別表（第2条関係）

許可要件	許可期間	書類
指定校よりも隣接校の方が通学距離（通学路を基準に計測したものとする。）が近いこと。	許可の日から卒業まで	—
学年途中で市内転居した場合で、現に通学している学校に引き続き通学を希望すること。	許可の日から卒業まで	指定校変更に関する調書（第1号様式。以下「調書」という。）
近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること。	許可の日から転居日まで	賃貸借契約書等転居することが確認できる書類
共働き、ひとり親家庭等により、下校後の保護を必要とする状態であり、希望校の近くに保護先が確保されていること。	当該理由が存する期間	勤務先を証明する書類及び当該状態を証明する書類
入所（入会）が決定している学童保育所、小学生クラブ又はこどもクラブの近くの小学校への通学を希望すること。	許可の日から卒業まで	学童保育所、小学生クラブ又はこどもクラブへの入所を証明する書類
兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること。	許可の日から卒業まで	—
いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められること。	許可の日から卒業まで	調書
指定校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が当該小学校の卒業生が通常進学する中学校へ	許可の日から卒業まで	—

の進学を希望すること。		
児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めること。	当該理由が存する期間	教育委員会が必要と認める書類

## 2 学校別取扱い

令和5年度の学校別の指定校変更の取扱いを下表のとおりとする。

学校名	取扱い
狛江第一小学校	<p>①学年途中で市内転居した場合で、現に通学している学校に引き続き通学を希望すること。</p> <p>②近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること。</p> <p>③兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること。</p> <p>④児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めること。</p> <p>①、②、③及び④の要件のみ指定校変更を許可する。</p>
狛江第三小学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
狛江第五小学校	<p>①学年途中で市内転居した場合で、現に通学している学校に引き続き通学を希望すること。</p> <p>②近い将来、狛江市内で転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望すること。</p> <p>③兄弟姉妹が指定校の変更を申請した指定校に現に通学していること。</p> <p>④児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮が必要なものとして教育委員会が認めること。</p> <p>①、②、③及び④の要件のみ指定校変更を許可する。</p>
狛江第六小学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。

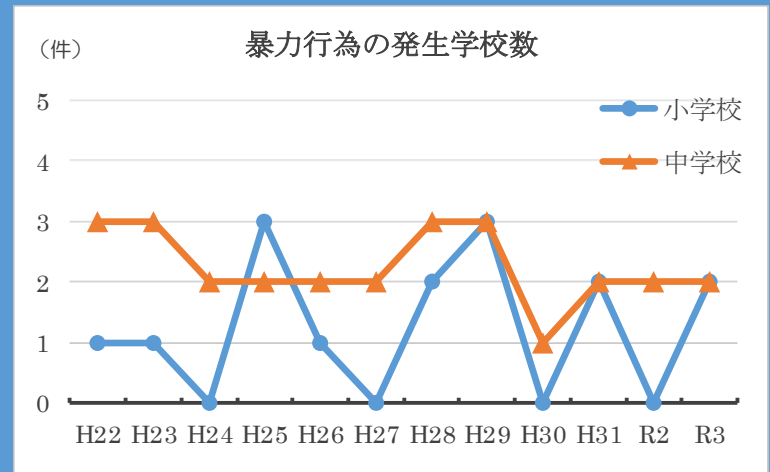
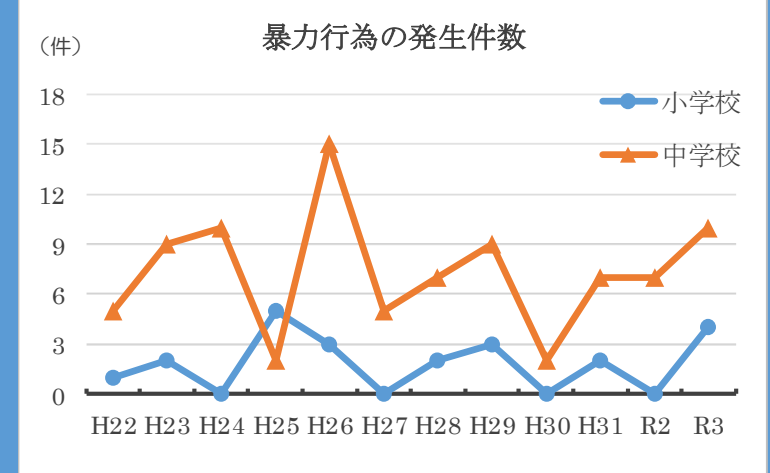
和泉小学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
緑野小学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
狛江第一中学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
狛江第二中学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
狛江第三中学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。
狛江第四中学校	狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（抄）別表（第2条関係）のとおり。

# 令和3年度 狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について

**<調査の目的>**  
 本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、市内公立小・中学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生活指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態を把握することにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げていくものとする。

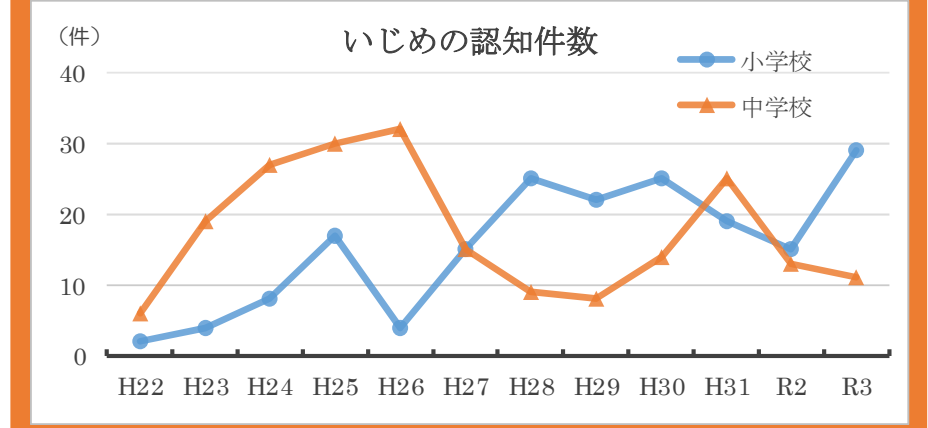
市内小学生 人数(人)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度
	3197	3183	3223	3246	3267	3394	3518	3622	3701
市内中学生 人数(人)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度
	1296	1317	1331	1349	1360	1320	1286	1289	1365

## 暴力行為



**【調査結果の報告】**  
 小学校では令和2年度に0件であったが、令和3年度は4件の報告があった。中学校では令和2年度に7件であったが、令和3年度は10件の報告があった。  
 小・中学校合計14件の暴力行為の内、「生徒間暴力」が13件、「対教師暴力」が1件であった。「生徒間暴力」については、ふざけやからかい、口論等の些細な原因から発生していた。良好な人間関係を構築するためには、Q Uの結果等を有効活用しながら、学級経営の安定化を図る必要がある。  
 「対教師暴力」については八つ当たりが原因であった。家庭と連携し個別に支援するとともに、自身の感情をコントロールし、落ち着いた行動が取れるようアンガーマネジメント等の理解も含めた指導の継続が必要である。

## いじめ

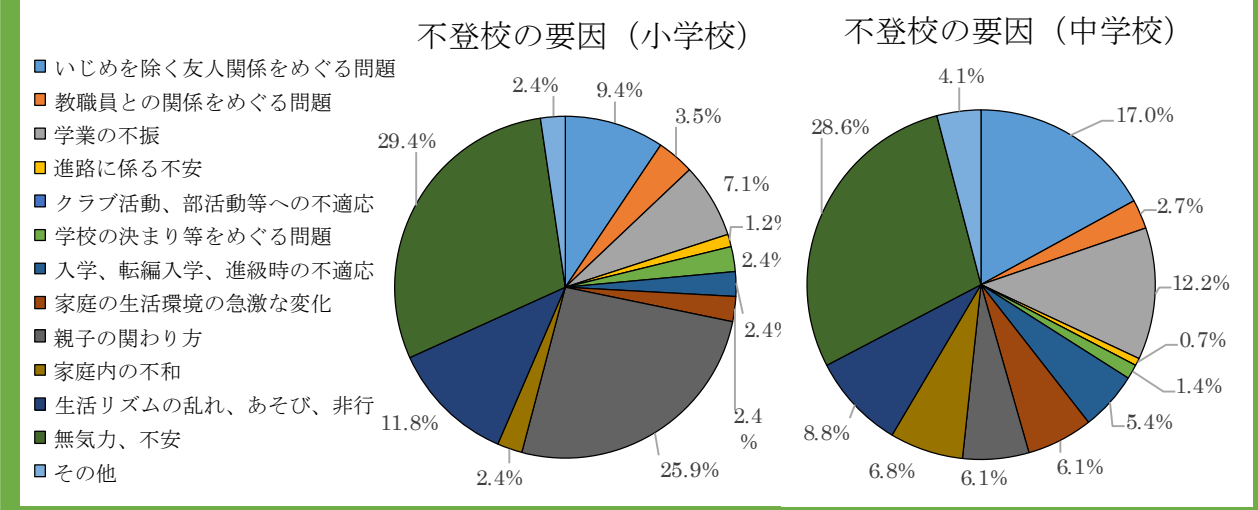
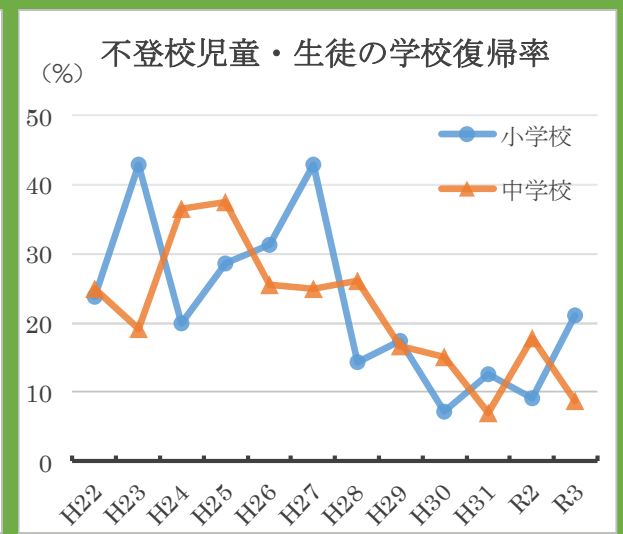
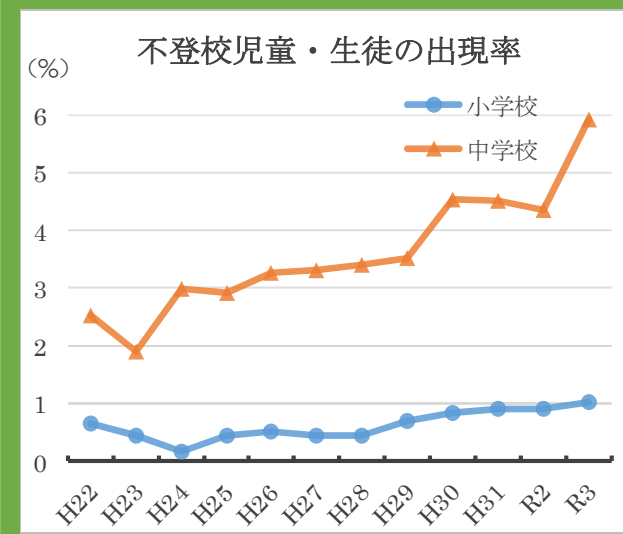


区分	学校総数	認知した学校数	認知していない学校数	認知件数
小学校	6	6	0	29
中学校	4	4	0	11

区分	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	17	8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	7	1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをそてたかれたり、蹴られたりする。	7	4
ひどくぶつかられたりたかれたり、蹴られたりする。	0	0
金品をたかられる。	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3	0
嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4	0
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	0	1
その他	0	0

**【調査結果の報告】**  
 小学校では平成30年度をピークに減少傾向にあったが、令和3年度は29件と増加した。男女別内訳としては、男子24件、女子5件と男子に多く発生した。学年別では、中学年以降の発生がほとんどで、特に第3学年で10件、第4学年で6件と、中学年の認知件数が全体の半数以上を占めた。中学校では、令和2年度から2件減り、11件の認知件数であった。男女別によるいじめの認知件数の差異はほとんどなかったが、学年別では、第1学年が7件と多く発生した。  
 いじめの形態としては、小・中学校共に、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多かった。  
 暴力行為への対応と同様に、良好な人間関係を構築するためには、Q Uの結果等を有効活用しながら、学級経営の安定化を図る必要がある。  
 また、いじめは適切に認知して早期解決を図ることが重要であるが、未然防止に向けた家庭や地域との連携による体制づくりが大切である。

## 不登校



**【調査結果の報告】**  
 不登校児童・生徒の出現率は、小学校では平成29年度から微増傾向となっている。中学校では、平成30年度をピークに減少傾向となっていたが、令和3年度は増加した。  
 不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校では、令和2年度より約12%増加、中学校では約9%減少した。  
 不登校の要因は、小・中学校共に「無気力・不安」が約3割を占めた。次に、小学校では「親子の関わり方」、中学校では「友人関係をめぐる問題」が多かった。  
 不登校の対応としては、文部科学省が令和元年10月に示したとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて社会的に自立を目指すための支援が求められる。  
 また、タブレット端末の活用や関係機関との連携を一層重視する必要がある。



# 令和4年度 「狛江市学習状況調査(NRT)」の結果 及び 「全国学力・学習状況調査」の結果【小学校】

## 狛江市学習状況調査

- (1) 調査実施日 令和4年4月12日(火)
- (2) 調査の目的
- ◇ 児童の学習状況を把握し、児童の学力を把握、分析する。
  - ◇ 分析結果を基に日々の授業改善を行い、児童の学力向上に資する。

(3) 調査対象、実施教科等

調査対象	実施教科	調査範囲	調査実施時間	受検者数	
小学校	第5学年	国語、算数	前学年までに履修した内容	40分間、配布と回収を含め1単位時間(45分)を充てる。	609人
	第6学年	国語、算数		524人	

### 第5学年

「狛江市学習状況調査」第5学年の結果(大領域別集計)

大領域別集計					
部	内容	正答率	全国正答率	全国比(全国=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	62.9	57.4	110	低い
	2 書くこと	56.7	53.0	107	低い
	3 読むこと	65.6	57.2	115	高い
算数	1 数と計算	71.9	63.9	113	低い
	2 図形	57.4	55.0	104	低い
	3 変化と関係	71.1	64.2	111	低い
	4 データの活用	59.2	52.5	113	低い

国語では、全ての領域において正答率が全国より上回った。特に「読むこと」の領域では全国より15%上回った。「読むこと」の問題としては、「主題の傾向を読み取る」、「詳細を読み取って解釈する」に関する問題が全国より大きく上回った。

算数においても全ての領域において正答率が全国より上回った。しかし、「図形」の領域から出題された、「角の大きさ」に関する問題の正答率は全国より下回った。「データの活用」の領域は全国より13%上回った。特に、「表と折れ線グラフ」の内容が全国より大きく上回った。

### 第6学年

「狛江市学習状況調査」第6学年の結果(大領域別集計)

大領域別集計					
部	内容	正答率	全国正答率	全国比(全国=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	68.6	61.7	111	低い
	2 書くこと	71.9	66.2	109	低い
	3 読むこと	67.4	63.0	107	低い
算数	1 数と計算	69.8	65.6	106	低い
	2 図形	71.3	62.9	113	低い
	3 変化と関係	65.2	56.9	115	低い
	4 データの活用	66.4	55.0	121	低い

国語では、全ての領域において正答率が全国より上回った。特に「話すこと・聞くこと」の領域では全国より11%上回った。「話すこと・聞くこと」の問題として出題された、「情報を選び構成を考えて話す」に関する問題が全国を大きく上回った。

算数では、「変化と関係」の領域が全国より15%上回っているが、同領域から出題された、「二つの数量の関係」に関する問題は全国より下回った。「データの活用」の領域は全ての問題において全国より大きく上回りトータルで21%上回った。

## 全国学力・学習状況調査

- (1) 調査実施日 令和4年4月19日(火)
- (2) 調査の目的
- ◇ 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
  - ◇ 取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
  - ◇ 学校における児童への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

(3) 調査対象、実施教科等

調査対象	実施教科	調査範囲	調査実施時間	受検者数	
小学校	第6学年	国語、算数、理科	調査する学年の前学年までに含まれる指導事項	45分間(準備・回収含めない)	520人

(4) 調査の内容

- ◇ 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ◇ 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

### 第6学年

「全国学力・学習状況調査」第6学年の結果

国語	平均正答率			東京都比	全国比	
	狛江市	東京都(公立)	全国(公立)			
全体	65.5	64.2	60.4	1.3	5.1	
領域	A 話すこと・聞くこと	67.6	69.1	66.2	-1.5	1.4
	B 書くこと	54.8	51.3	48.5	3.5	6.3
	C 読むこと	74.1	72.1	66.6	2.0	7.5

全体の正答率としては、全国より5.1%、東京都より1.3%上回った。領域別では特に「書くこと」が6.3%、「読むこと」が7.5%、全国より上回った。その他の領域でも、全国及び東京都の正答率を上回ったが、「話すこと・聞くこと」の領域のみ東京都の正答率を1.5%下回った。

算数	平均正答率			東京都比	全国比	
	狛江市	東京都(公立)	全国(公立)			
全体	68.4	67.7	63.5	0.7	4.9	
領域	A 数と計算	73.2	72.1	69.8	1.1	3.4
	B 図形	68.3	68.6	64.0	-0.3	4.3
	C 変化と関係	56.6	57.6	51.3	-1.0	5.3
	D データの活用	75.3	72.4	68.7	2.9	6.6

全体の正答率としては、全国より4.9%、東京都より0.7%上回った。領域別では特に「変化と関係」が5.3%、「データの活用」が6.6%、全国より上回った。その他の領域でも、全国及び東京都の正答率を上回ったが、「図形」と「変化と関係」の領域は東京都の正答率を下回った。

### 狛江市学習状況調査と全国学力・学習状況調査(第6学年)の結果より

<国語> 「話すこと・聞くこと」の領域から出題された「話し合い自分の考えをまとめる」問題において、NRTの選択問題では、全国が63.3%、狛江市が69.4%の正答率であったが、全国学力調査では、記述式のため全国が47.7%、狛江市が47.5%と低い正答率となった。同様に「書くこと」の領域から出題された「文章に対する感想や意見を伝え合う」問題では、NRTの選択問題では、全国が83.3%、狛江市が89.6%の正答率であったが、全国学力調査では記述式のため、全国が37.7%、狛江市が41.0%と低い正答率となった。記述式の正答率を高めるため、国語科を中心に「書くこと」の力を教科等横断的に育成していく必要がある。

<算数> 「変化と関係」の領域から出題された「割合を求める」の問題では、NRTは記述式の応用問題であったため、全国、狛江市共に20%程度の低い正答率となった。また、全国学力調査における「割合に関する知識を選択肢の中から読み取る」問題では20%程度の低い正答率となった。NRTは応用問題であったため、自分の考えを理論的に記述する力を高める指導の工夫が必要であるが、全国学力調査は文章から題意を正確に読み取る読解力が求められる問題であったため、「読むこと」の力を教科等横断的に育成していく必要がある。

狛江市学習状況調査

- (1) 調査実施日 令和4年4月12日（火）
- (2) 調査の目的
- ◇ 児童の学習状況を把握し、児童の学力を把握、分析する。
  - ◇ 分析結果を基に日々の授業改善を行い、児童の学力向上に資する。
- (3) 調査対象、実施教科等

調査対象	実施教科	調査範囲	調査実施時間	受検者数
第1学年	国語、算数、英語	前学年までに履修した内容	45分間、配布と回収を含め1単位時間（50分）を充てる。	448人
第2学年	国語、算数、英語			439人
第3学年	国語、算数、英語			433人

「狛江市学習状況調査」第2学年の結果（大領域別集計）

第2学年

大領域別集計					
部	内容	正答率	全国正答率	全国比(全国=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	64.1	63.3	101	▲
	2 書くこと	62.6	62.6	100	＝
	3 読むこと	53.0	49.6	107	▲
数学	1 数と式	58.2	59.5	98	▲
	2 図形	58.5	52.0	113	▲
	3 関数	49.9	48.7	102	▲
	4 データの活用	61.0	55.4	110	▲

国語では、「読むこと」の領域では全国より7%上回った。特に「読むこと」の領域から出題された、「主題の傾向を読み取る」に関する問題が全国より大きく上回った。

数学では、「図形」の領域が全国より13%上回った。「図形」の領域から出題された、「平面図形」に関する問題が全国より大きく上回った。また、「データの活用」の領域も全国より10%上回った。「データの活用」の領域から出題された、「ヒストグラムと相対度数」が全国より大きく上回った。一方、「数と式」の領域は全国より下回った。特に「方程式」に関する問題が全国より下回った。

「狛江市学習状況調査」第3学年の結果（大領域別集計）

第3学年

大領域別集計					
部	内容	正答率	全国正答率	全国比(全国=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	66.5	64.7	103	▲
	2 書くこと	61.2	56.9	108	▲
	3 読むこと	56.3	52.9	106	▲
数学	1 数と式	72.7	67.6	108	▲
	2 図形	68.9	66.0	104	▲
	3 関数	52.8	47.3	112	▲
	4 データの活用	55.9	58.3	96	▲

国語では、全ての領域において正答率が全国より上回った。「書くこと」の領域では全国より8%上回った。「書くこと」の領域から出題された、「情報を選び構成を考えて書く」に関する問題が全国を大きく上回った。

数学では、「関数」の領域が全国より12%上回った。「関数」の領域から出題された、「1次関数」に関する問題が全国を大きく上回った。一方、「データの活用」の領域が全国より4%下回った。特に、「四分位範囲や箱ひげ図」に関する問題が全国を大きく下回った。

全国学力・学習状況調査

- (1) 調査実施日 令和4年4月19日（火）
- (2) 調査の目的
- ◇ 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
  - ◇ 取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
  - ◇ 学校における児童への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 調査対象、実施教科等

調査対象	実施教科	調査範囲	調査実施時間	受検者数
中学校 第3学年	国語、算数、理科	調査する学年の前学年までに含まれる指導事項	45分間（準備・回収含めない）	423人

- (4) 調査の内容
- ◇ 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
  - ◇ 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

第3学年

「全国学力・学習状況調査」第3学年の結果

国語	平均正答率			東京都比	全国比	
	狛江市	東京都(公立)	全国(公立)			
全体	59.7	60.1	59.4	-0.4	0.3	
領域	A 話すこと・聞くこと	66.1	65.7	63.9	0.4	2.2
	B 書くこと	40.0	43.8	46.5	-3.8	-6.5
	C 読むこと	73.1	70.8	67.9	2.3	5.2

全体の正答率としては、全国より0.3%上回ったが、東京都より0.4%下回った。

領域別では「読むこと」が5.2%、全国より上回った。一方、「書くこと」の領域が、全国より6.5%、東京都より3.8%下回った。

数学	平均正答率			東京都比	全国比	
	狛江市	東京都(公立)	全国(公立)			
全体	56.0	54.0	51.4	2.0	4.6	
領域	A 数と計算	62.8	59.5	57.4	3.3	5.4
	B 図形	49.0	47.6	43.6	1.4	5.4
	C 関数	51.8	47.1	43.6	4.7	8.2
	D データの活用	57.5	59.5	57.1	-2.0	0.4

全体の正答率としては、全国より4.6%、東京都より2.0%上回った。

領域別では「数と計算」が5.4%、「図形」が5.4%上回った。特に「関数」は大きく8.2%上回った。一方、「データの活用」の領域は、東京都より2.0%下回った。

狛江市学習状況調査と全国学力・学習状況調査（第3学年）の結果より

<国語> 「読むこと」の領域から出題された「主題や構成を読み取る」の問題では、NRTの選択問題では、全国が66.7%、狛江市が71.8%であり、記述式の全国学力調査では、全国が73.8%、狛江市が79.9%と高い正答率となり、題意を読み取ることができていた。一方、「書くこと」の領域から出題された「考えが分かるように工夫して書く」の問題において、NRTの選択問題では、全国が67.5%、狛江市が72.6%の正答率であったが、全国学力調査では、記述式のため全国が46.5%、狛江市が40.0%と低い正答率となった。記述式の正答率を高めるため、国語科を中心に「書くこと」の力を教科等横断的に育成していく必要がある。

<数学> 「図形」の領域から出題された「三角形の合同の証明」の問題では、NRTの選択問題では、全国が55.0%、狛江市が59.0%の正答率となった。全国学力調査では、記述式であったが穴埋めであったため、全国が73.2%、狛江市が80.9%の正答率であった。また、全国学力調査で記述式の問題として出題された「筋道を立てて考え、事柄が成り立つ理由を説明する」問題における正答率は、全国が12.5%、狛江市が17.0%と正答率が著しく低かった。国語と同様に自分の考えを表現するための「書くこと」の力を育成していく必要がある。

**令和4年度  
教育研究奨励校及び狛江の教育21研究協力校**

**令和4年度 教育研究奨励校**

狛江第五小学校	狛江第三中学校
<b>研究主題</b> 「KAKETA!!」 ～具体と抽象を往還する子どもたち～ 国語科「書く力」の育成	<b>研究主題</b> 協働的に問題解決を図るための話し合い活動の充実 ～望ましい人間関係を基にした話し合い活動をとおして～
<b>講師</b> 帝京平成大学 准教授 寺岡 聡志 先生	<b>講師</b> 日本教育カウンセラー協会 理事 藤川 章 先生
<b>研究発表</b> 令和5年1月25日(水) 午後1時15分～	<b>研究発表</b> 令和5年2月7日(火) 午後1時45分～

**令和4、5年度 狛江の教育21研究協力校**

緑野小学校	
1年次	2年次
<b>研究主題</b> 生命と人格・人権を尊重する態度の育成 ～自分の思いや考えを表現する子を目指して～	
<b>講師</b> 国土館大学 こどもスポーツ教育学科 教授 井上 善弘 先生	低学年・・・国語科 中学年・・・道徳科 高学年・・・特別活動
<b>研究発表</b> 令和6年1月26日(金)	

**参考 令和3年度の発表校及び令和5年度の指定校予定**

	教育研究奨励校		狛江の教育21研究協力校
令和3年度 発表校	<b>【狛江第三小学校】</b> <b>研究主題</b> 持続可能な社会の創り手の育成 ～教科横断・領域横断的な学びの充実をとおして	<b>【狛江第二中学校】</b> <b>研究主題</b> 自主的・自発的に学びに向かう生徒の育成 ～これからの時代に求められる資質・能力を育む授業実践をとおして～	<b>【狛江第一中学校】</b> <b>研究主題</b> 関わり合い 認め合い 未来を拓く 一中生 ～社会に開かれた教育課程を実現するカリキュラム・マネジメントの充実～
令和5年度 指定予定校	狛江第六小学校	狛江第四中学校	緑野小学校(2年次)

狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領等の一部を改正する要領

令和4年11月4日  
教育長決裁

(狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領の一部改正)

第1条 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領(平成24年12月20日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号。以下「条例」という。)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第22条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号。以下「条例」という。)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第21条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部改正)

第2条 狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領(平成24年12月20日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第22条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要領は、狛江市立公民館条例(昭和52年条例第19号)第5条第2項及び狛江市立公民館条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第5号)第21条第5号に規定する公募による者(以下「公募委員」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

付 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。